

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和4年6月10日（第2日目）

議 長（高橋拓生君）

皆様、おはようございます。

ただいまから令和4年平泉町議会定例会6月会議2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第1、一般質問を行います。

昨日の一般質問に引き続き、通告順に発言を許します。

第1回目の答弁は、登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告5番、阿部圭二議員、登壇、質問願います。

5番、阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

通告5番、日本共産党、阿部圭二です。

今日は私1人という形になってしまいましたが、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。スムーズな質問をしていきたいとは考えておりますが、どうなるか分かりません。よろしくお願ひします。

今回の質問は、2008年以降、人口が日本全体で減り続けている中で、年間25万人が減っている現状で、平泉町でも100人ほどが亡くなっておりますが、そのような中でどのような社会を成り立たせるのか、住民の声を基につくってまいりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

質問事項は3点であります。

1つ目、子育て世帯の支援についてです。

2つ目として、人口減少が進む状況下における今後の政策についてです。

3点目、国民健康保険税についてです。

それでは、最初の子育て世帯の支援について。

これは、3点ありまして、学童保育によって良好な環境や親が仕事に行ける環境を維持できている。学童保育の支援員の体制は十分なのか、町の考えを伺う。

子供の数が少なくなっていくが、多くの子供たちが学童保育を望んでいる。国の施策でも、七八割の生徒を学童保育に入れることを考えておりますが、学童保育に入りたい人たちが全て入れるように考えていくべきではないか、町の考えを伺います。

最初の質問の3点目として、財政的に厳しい子育て世帯を救う一番の方法が、学校給食費の全額、半額または一部負担をしていくことではないか、町の考えを伺いたいと思います。

2点目として、人口減少が進む状況下における今後の政策についてであります。

これも3点ありまして、1つ目として、地方の人口減少が進んでいる。町長施政方針演述において、コンパクトな町の強みについて述べられているが、今後どのようにコンパクトな町の強みを活かしていくのか、町の考えを伺いたいと思います。

2点目、人口減少は空間的余裕につながる。人口減少によって生み出された空間を公共空間に充てるべきであると考えております。公園や運動公園の整備、いまだ整備されていない歩道の整備など、公共施設の充実が必要ではないか、町の考えを伺いたいと思います。

3点目、防災的に脆弱な地域については、抜本的な改善を進めるべきであると考えます。被災する可能性の高い地域に住んでいる人たちを、被災する危険が低い地域の空き家など、安全な地域への転居を進めるべきではないか。また、人口減少によってもたらされた空間的余裕を、住みやすさの向上、景観の改善、防災力の強化につなげるべきではないか。それが人口減少に歯止めをかけ地域にプラスになるのではないか、町の考えを伺いたいと思います。

大きな3点目としては、国民健康保険税についてであります。

国民健康保険税の負担はとても重く、協会けんぽと比べると2倍といわれ、負担軽減が必要であると考えますが、町の考えを伺いたいと思います。

以上、3点よろしくお願ひいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、阿部圭二議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、学童保育の支援員の体制についてのご質問がありました。

現在、放課後児童支援員及び補助員の配置については、すぎのこクラブでは合わせて6名、たばしね児童クラブでは合わせて5名が配置されているところです。一方、利用している児童数は、すぎのこクラブ63名、たばしね児童クラブ28名という状況になっております。

ご質問の支援員の体制についてですが、「平泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の第10条の規定による支援員の設置基準においては、現在、満たされているところであります。しかし、支援員等が常にフルタイムでの勤務とは限らず、当然、短時間

勤務もあり、また、土曜日や夏休みなどの長時間利用、さらには想定していないケースが重なった場合などにおいては、支援体制が必ずしも十分であるとは限らないのではないかと危惧するところもございます。

そこで、児童クラブの指導員の確保については常に意識し、放課後児童クラブ等による勧誘や募集チラシの全戸配布など、指導員確保に向けての取り組みを継続し、常に健全な事業運営が行っていただけるよう進めてまいります。

次に、学童保育に入りたい希望者が全て入れるように考えていくべきではないかとのご質問がありました。

児童クラブへの入所につきましては、児童福祉法第34条の8の2の規定に基づき、当町の「児童クラブ管理運営規則」等において、原則、クラブの対象児童は平泉町内の小学校に在籍する昼間、保護者のいない家庭の児童としているところであります。入所人数につきましては、施設における遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画において、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上という基準や、指導員の配置状況なども踏まえて決定しているところであります。入所希望者が多数ある場合には、家庭環境や学年等を考慮して、放課後児童クラブ組織との相談・協議を行いながら入所決定しているところであります。

議員ご質問の希望する世帯の小学生児童が、入所要件を踏まえても、先ほど申し上げたとおり、施設の規模や支援員の人的配置などの課題もございますので、今後も対象児童の推移や必要な環境、人的整備などについて、関係者や放課後児童クラブとの検討を重ねながら、児童クラブの役割・機能が十分生かせるよう努めてまいりたいと考えております。

(3)の質問については、後ほど教育長が答弁をいたします。

次に、地方の人口減少が進んでいる中、どのようにコンパクトな町の強みを生かしていくのかご質問がありました。

議員ご承知のとおり、広い岩手県の中で、本町は県内で一番コンパクトな町であります。これをマイナスと捉えるのではなく、むしろコンパクトだからこそその強み、例えば町の隅々まで目が届く、人と人、人と地域とのつながりが深いなど、こうした力を様々な施策に結びつけていくことによって、本町の特徴を最大限に発揮できるものと考えております。そして、この強みは、やはり町民の皆様の声を聴くことによってさらに強くなっていくものと考えており、コンパクトだからこそできる21行政区全てを回っての地域懇談会の開催や、区長会や各委員会等の町民の代表の皆さん、さらには若者世代や各種団体の皆さんとの意見交換等を通じながら、地域課題の解決策やまちづくりの方向性などについて、町も町民の皆さんも何ができるかを共に考え、それぞれの役割を果たしていくことによって、持続する町をつくっていく、これこそがコンパクトな平泉だからこそできるまちづくり、チーム平泉の姿だと考えております。

次に、人口減少によって生み出された空間を公共空間に充てるべきとのご質問がありました。

公共施設等の整備につきましては、空間ありきではなく、人口減少の中で、その種類や規模など、財政状況を見ながら、真に必要な公共施設を整備していくべきものと考えております。人口減少の現状や将来予想を勘案しながら策定した「第6次総合計画」や、「まち・ひと・しごと創

生総合戦略」に基づき、引き続き真に必要な公共施設等の整備を進めてまいります。

次に、防災的に脆弱な地域において抜本的な改善を進めるべきとのご質問がありました。

現在、町では、ハザードマップを全戸に配布し、災害時における危険箇所や防災情報などを町民に周知し、家庭や地域において活用していただいております。災害には、土砂災害、地震、洪水、台風など様々ありますが、近年、全国各地で頻発する土砂災害を例に挙げますと、土砂災害警戒区域であるイエローゾーンや、さらに危険性の高い土砂災害特別警戒区域であるレッドゾーンに居住する方がいるのも事実であります。このような土砂災害の危険が生じるおそれのある区域に居住する町民への対応についてでございますが、空き家などへの転居を促すことについては、居住・移転の自由や財産権など問題があり、難しいことから、町に対し建て替えや住み替えの相談が寄せられた際に、必要な助言や情報提供を行いたいと考えております。転居の問題は、景観や人口減少対策とも関連しますので、関係課と連携しながら、引き続き安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

次に、国民健康保険税の負担軽減が必要ではないかのご質問がありました。

最初に、国民健康保険税が協会けんぽ健康保険料より負担割合が高い要因についてご説明をいたします。

議員ご承知のとおり、国民健康保険と社会保険では、保険制度において幾つかの違いがございます。第1に、国民健康保険には、「扶養」という考え方はなく、その世帯に加入する人数に対して保険税が計算されます。これに対し、社会保険では、配偶者や子供だけでなく、所得が少ない同一生計家族などを「扶養家族」として健康保険に加入させることができます。第2に、国民健康保険税の算出方法では、加入者所得、資産の状況と人数と世帯を基に算出されます。一方で、社会保険の保険料の算出方法は、収入や年齢などによって異なりますが、基本的には、標準報酬月額に保険料率を掛けて算出された保険料に対して、事業主が保険料の半分を負担してくれるのが特徴となっております。

このような保険制度であることから、国民健康保険の保険税は、社会保険の保険料より負担率が高くなっているところではありますが、一方で公費負担においては協会けんぽよりも高く、給付費等の50%のほか、保険者支援制度や保険料軽減制度、さらには子供に係る国民健康保険料等の均等割額の軽減措置による保険料軽減等が図られております。

そこで、保険税の負担軽減については、今後も被保険者数の減少や高齢化、さらには年々進む医療の高度化等の背景を踏まえ、国保制度の相扶共済の精神にのっとり、今後も保険事業を健全に運営していくためにも、現時点においては保険税の軽減は難しいものと考えております。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

私からは、学校給食費の考え方についてのご質問にお答えいたします。

学校教育法第19条において、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護

者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、当町におきましても、この規定に基づき就学援助制度による援助を行っております。就学援助制度の認定要件は、生活保護世帯であること、生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯であることとなっております。また、就学援助の範囲につきましては、学用品費、通学用品費のほか、学校給食費等となっております。この就学援助制度において学校給食費は全額が援助の対象となっており、経済的に厳しい世帯につきましては、負担軽減がなされているものと思われま

す。今後も引き続き関係法令に基づきまして、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校給食費を含め就学に必要な経費の援助（就学援助）を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

それでは、通告に従って幾つか質問をさせていただきたいと思

います。まず最初にですけれども、長島のたばしね学童クラブですか、少し今年の早い段階に相談を受けたことがあります、なかなか人がいないというようなことをお聞きしてこの質問をしようかなと思っていたのですが、役場のほうもかなり対応してくださったようで、学童保育の指導員の収入の改善とともに、指導員の方を探していただいたような形というのが、町民を代表して本当お礼を申し上げたいなと思っておりました。1人でどうしようかなんてというような声を聞いたので、本当によかったなと安心しておりました。

そしてまた、その指導している人たちの声もこの議会の前に聞いてまいりましたが、収入の改善とともに、結構喜びの声というか、お礼をしてくださいますというような話も聞いておりました。本当にありがとうございました。私は、そのとき指導員は長島のたばしね学童クラブは3名と聞いていたのですけれども、ここでは5名ということで、多分、短時間の方が入っての5名なのかなと思っておりましたが、私が聞いたときは3名と聞いていたのですが、本当にありがとうございました。

そういう形でも、年齢とともに指導員の方がいなくなるという状況が結構あると、そういうことも含めて、今後、児童クラブ増えていく部分、児童も増えていく部分もありますでしょうし、指導員がやめていくという状況があると、そういう中でも指導員をつくり出していくことも必要になるのではないかと思います。学童保育で、そこで言われたことは、今、新型コロナウイルス感染で大変な状況にあると、その中で今、目いっぱいばんばん状態で行っているのか、かかった場合に、本当、熱のある子も来ていて、端っこのほうには置いているのだけれども、どうなるかというのはとても不安だというような声も聞いています。そういう中でも、もっとプラスアルファの指導員が必要になるのではないかと思います。それについてお聞きしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

ご質問のあった指導員の配置に関わって増員すべきではないかというご質問ではないかと思いますが、先ほど町長のほうからも答弁させていただきましたが、すぎのこクラブ、たばしね児童クラブにおいては、今、指導員の配置人数については充足しております。しかしながら、全員がフルタイムで働いているわけではございませんということで、今でもそれぞれのクラブにおいて指導員の募集は継続して行っております。基準が満たされたからといって、今ご質問のあったとおり、予想されないケースが出てきたり、そういった場合に指導員が配置できないということがあるかもしれませんし、後継的に切れ目のないような対応をさせていただきたいということで、そのような募集はさせていただいているところでございます。

なお、先ほどお話のあった熱のある子供が来ているとか、そのおそれがあるような子供を受け入れているということのお話がありましたが、基本的には当然、家庭の状況を把握しながら、熱のある子供を受け入れるというようなことは当然しておりませんし、来た場合には、逐一、外で遊んだりした場合には手指消毒、それから検温、それから体調管理というふうなことで、きちんとクラブのほうではそのような対応をさせていただきますので、万が一ということではございますが、そのようなことを常時意識しながら受入体制をしておりますので、もし体調が不良になった場合は、一義的には本来家庭できちんと病院に連れていくということで、指導員が病院に連れていくとか、そのような体制ではございません。そういった状況があれば、こちらの役場の担当課のほうにも連絡があって、そのような対応をさせていただくということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

確かに多分、親は知らないで連れてきたものだと思いますが、そういうこともあったというようなこともお聞きしたので、そのとおりだと。確かに数字的にも充実していますし、平泉の学童保育の方にも、収入が上がって大変助かったというようなこともお聞きしていました。でも、確かに児童法ではそのとおりだと思うのです。昼間、親がいなくて、おじいさん、おばあさんがいるというような状況というのは、とてもある話だと思うのです。本当に分かるのですけれども、そのおじいさん、おばあさんに聞くと、とても面倒見てもらえないという話はどこに行っても聞く話で、子供の面倒、高学年になればそのとおり1人でもいられる部分というのはあるのでしょうかけれども、見てもらえないという声はあると思うのです。多分、私だけではないと思うのですけれども、帰ってテレビゲームするなどは言っても、1人でいればゲームをするというような状況になるでしょうし、友達のほとんどが児童クラブに入っていれば、自分1人になってしまっているという状況があると。ましてこの人数でいくと、大体、長島の小学校の約3分の1が児童クラブに入っているわけです。平泉でも約4分の1が児童クラブに入っているこの現状で、もっと

入りたいという子が出てくるといのは当たり前のことではないかと思うのです。そういう部分でも、何がしかもっと増やせる状況なり、ずっといられる状況、そういう部分も必要になるのではないかと。

特に夏休みに入った場合には、ますます拍車がかかる可能性というのはとてもあると思うのですが、そういう部分で少し考えてはもらえないのでしょうか。どうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

まず、今の児童クラブの利用者の件でございますが、その実情について希望される方が全員入っていないのではないかとというようなところについて、若干ご説明を申し上げたいと思います。

今年度の当初におきましては、すぎのこクラブにおきましては71名の利用希望がございました。入所決定者は65名と。それから、たばしね児童クラブにつきましては、当初30名の申込みがあって、その方々30名全員が入所できている状況です。

実は、その施設において毎年決まった人数というような固定した人数ではないところもございます。というのは、やはりコロナ禍を踏まえれば、先ほど申し上げましたが、1人当たり1.65平方メートルがあればいいのだという基準にはなりませんけれども、お分かりのとおり1.65で、では、どんどん詰め込みましょうなんていうような状況ではございません。さらに指導員の状況なども踏まえながら、やはり安全的なところでの管理運営というのも求められますので、そういった部分を踏まえながら、そういった委託団体、児童クラブ運営団体との協議を踏まえながら対処させていただいている部分がございます。

そこで、今ご質問のあった希望者全員、特に長期において家庭での様々な事情がございますが、先ほど申したとおり、この運営に関しては、国の基準に基づいて国の交付金などを頂きながら運営している部分がございます。ということであれば、その一定要件をきちんと満たさなければ、失礼ですけれども、とにかく希望があればどういった家庭であっても受け入れられるというような、そういった基準運営をしているものではございませんということ、まずご理解いただきたいと思っております。さらに、そういった中で、あくまでもこれは子供を預かる中で健全な育成をしていこうというような趣旨もございますので、運営に関しましては、運営委員会の中できちんと議論をしながら、子供の入所につきましても運営委員会、それから決定権は町のほうにありますので、そういったところ、家庭の状況などを踏まえながら入所決定をしているところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

そうだと思います。ただ、本当に分かるのです。そのとおりやっていますし、平泉町、本当頑張っているというのも分かるのですけれども、子供を持つ親としたら、多分、これからもっと厳

しい世の中になつたりすると、もっと働きに行きたくなる親なり、おじいちゃん、おばあちゃんと子供を置いていなくなつたりという状況が続くと思うのです。そういう中で何とか、市町村によっては塾までやっているような市町村もあるではないですか。それから見たら、まだそういう少し学童についての対応というのも必要なと思いますし、平泉がもし学童保育がもっと充実できるなら、できればもう一か所を別の場所につくるとか、できるだけ使い勝手のいいような児童クラブをつくっていただければと思います。

その中で、言われたことだったのですけれども、長島では今現状、そのときは3名と聞いたのですが、目いっぱいやっているような状況であると。平泉では学習支援とまではいかないにしても、少し面倒を見ているような状況があるというようなことも聞いているのです。そうすると、できれば長島のほうでもそういう方が見つけられればいいのですけれども、すぐにはまた見つけられない状況もあるでしょうし、余裕もないとなればなかなかつらいと思うので、そういう支援も考えていけないのかというところなのですが、どうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

学習的な支援も含めての運営ができないかというご質問かと思うのですが、児童クラブの管理運営規則というものが当然ございます。その中で、主の目的としては、活動内容というのが6点ほどこちらに明記させていただいております。基本的には児童の健康管理、安全確保、それから遊びの活動の意欲、そういった態度の形成などなどというふうなところで、きちんと明記させていただいております。

学習支援につきましては、本来こちらのほうの管理運営規則の中ではそこまでうたっているものではございません。あくまでも日中、自宅に誰もいない子供の安全とか、一部では人数が増えれば集団生活の中で学ばなければいけないようなもの、そういったものを指導員の方がちゃんと支援員としての資格を受けながら適切に対応していると。その研修の中で学習支援のことまで支援員の方々が学んでくるものではございません。あくまでもこれはそれぞれの組織の運営委員会の中で、当然、保護者の方々と相談しながら、できる範疇の中でやられているのかなと思います。町としてはそれを求めるものでもございませんし、その規則にのっとって運営をしていただくということで考えているものでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

その点も本当に分かってはいるつもりなのですが、北上市などでも学習支援、結構力を入れてやっているようなこともお聞きしますし、平泉町でも学習支援、学童に行く結構勉強やっているみたいだよというようなことを言っていて、うちにいる孫はさっぱり勉強していないなんて話も聞いたり、そうするとやっぱり行ったほうがいいのかというようなこともお聞きしますし、



親としては勉強させてくれるならもっといいなと思う部分もあるのではないかと。

いずれこの部分も、もっと考えていただければいいかなと思うのです。

それから、これ、児童に対する支援の部分なのですが、児童クラブから外れますけれども、子育て支援の支援ということで質問しておりますので、今、生活が困窮している世帯が結構あります。その中で、野菜等も昨日の質問では高くなったという話も聞きますし、平泉で取れた作物等、野菜なんかをそういう形、支援していただけたというようなことがいいのかなと思うのですが、どうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

阿部議員、通告の内容に従って進めていただきたいと思います。外れていると思いますので。

5 番（阿部圭二君）

子育て世帯への支援ということでやっていたのですが、どうかなと思ったのですが、そうですか、まずいですか。分かりました。

では、次に行きたいと思います。

2 番の人口減少が進む今後の政策についてありますけれども、まず最初に、2025年問題とよく言われておりますけれども、あまり平泉町の政策上は出てこない話だったのですが、ベビーブーム世代が後期高齢者に達すると言われておりますけれども、平泉町ではそんなに影響あるとはとても思えないのですけれども、対策とか考えておられるのでしょうか、お聞きします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

人口減少につきましては、国立社会保障人口問題研究所のほうでも、各市町村の将来推計、将来予測を公表しております。2025年では平泉町は6,371人になるというふうな試算が出されております。町のほうでは、人口減少を、これ増加に転じるということではなくて、この減少幅を緩和をするために様々な施策を打っていくというふうなことで、人口ビジョン、それからまち・ひと・しごと創生総合戦略というものを策定をし、人口減少に特化した形での戦略計画ということで策定をしております。2025年、国では先ほど6,371というふうに申し上げましたが、これを127人抑制して、平泉町では6,858人に抑えるというふうなことで計画を立てております。

既に議員にもお配りしておりますが、総合戦略においても基本目標を4つ掲げておまして、当然、出産から子育て期までの一貫した対策であったり、今、その充実に取り組んでおります。それから、健康寿命の延伸の活動、それから今、自動車半導体の産業が集積しておりますので、こういった雇用を生み出す企業誘致等の推進、それから志業プロジェクトのような交流人口の拡大、観光客の増加対策、こういったことを取り組みながら人口減少を抑制をしていくというふうなことで、2040年度には5,400人ということを目標にしておりますので、当然、その5,400人になればいいということではなくて、さらにそれを抑制していくというふうな方向で引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

確かに一気に減ると大変な状況が現れるということでもあります。全国的には、現状今、25万人が亡くなっているとか減っているという状況だったのですが、26年頃には70万人が亡くなるというか減っていくのではないかとと言われております。その率でいくと、平泉にすると年間250人ほどになるのかなと思うのですが、結構な数かなと思います。そういう点でもぜひ対策のほうというか、すぐに効果出るとはとても思えないのでありますけれども、平泉への移住なり何なりということも考えていかななくてはならないのかと思います。

その人口減少とともに、空き家が増えていくのだろうなと思っておりますが、空き家を住宅問題解決につなげると同時に、住宅困窮世帯が活用したりとかはできないのかと。また、不足する高齢者施設、障害者施設など、グループホームなど、子育て支援施設、コミュニティー施設、学童保育、先ほども言いましたけれども、そういう形に転用して補助なんかを使いながらという形になると思うのですが、そういう形には転用できないものでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

空き家の利活用についてのご質問かと思いますが、今年度、空き家等実態調査を実施いたします。その中で建物所有者等にアンケート調査を行います。まずはその調査の中で今後の利活用への意識について把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

空き家が今、200戸を超えているかなと思っはいるのですが、なかなか減る見込みもないし、その空き家を利用する手段もなかなか見いだせないでいるという状況で、本当、歯がゆい部分が町ではあるかなと思いますが、ぜひいろんな部分を考えて対処していただきたいなと思うものであります。

そして、その次の質問なのですが、この質問はちょっと無理かなと思うかもしれませんが、効率的に地域の諸問題を解決する、こういう状況になると、行政の権限をできるだけ地域に移して、行政職と地域住民の議論をしながら、地域の諸問題を解決するような形というのがとてもいいのではないかなと思うのですが、それによって地域住民の望みとかけ離れた施策にならずに済むと思うのでありますけれども、そういう意味で小学校単位というのがとても重要になると思うのです。私は長島地域がこれからもう核になるのかなととても思っておりますが、平泉とともに長島地域を少し盛り上げていくという点でも、長島に出張所を設けるというのはとてもいいことかなと思うのですが、どのように考えますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

行政事務等の質問ですか、例えば役場の窓口といったものを長島出張所をというお話かというふうにお伺いしましたけれども、いずれ平泉町は以前、長島村と平泉村が合併して今の行政組織になっておりますけれども、今、地域の要望というようなお話もありましたが、現在は例えば地域懇談会ほか通常は21行政区の区長さんに行政事務連絡の業務を委託する形で、地域の方の要望をお伺いしていただいて、月に1回の行政区長会議でそれぞれ地域の要望を確認していくとあって、施策等にも対応しているというような状況ですし、あと、現在進められているDX、このデジタル化の中で、やっぱり事務の効率化というような住民の利便性の点からも、やはり役場まで来なくてもいずれ電子申請というような形で、様々な面でまだ途中ですけれども、そういった方向性がありますし、あとはコンパクトシティの考え方からも、施設は複合施設としてエピカができておりますし、ただ、距離的にやはり不便だというようなことに配慮した中では、例えば長島には、市民活動である長島公民館の分館も設置しております。そしてまた図書も移動図書というような形を取ったり、そういった現在の地域コミュニティの在り方だと思うのですね。

その考え方としましては、やはり行政以外にも地域のことは地域でということ、地域課題対応事業ということで、地域でいろいろ話し合っただけで自分たちでできることは自分たちでやっていたく、あるいはもっと大事なものは地域コミュニティ、人口が減少したとしても、やっぱり地域の人たちがしっかりと自分たちの共同体を守るといふような、そういう意識が必要だということ、そういった意味でいきますと、平泉学を中心とした地域学習とかというふうな形で、いろんな世代との中で交流した中で、自分たちの地域に愛着を持って、最終的にはそれが防災というふうなことにでも役に立つと、つまりは災害に向けた地域での準備であったりとか、それから安否確認だったり、そういったことも地域の人たちがふだんから顔を合わせていないとできないわけですので、そういう地域と行政との協働のまちづくりを今進めていますので、その行政体を長島にということのところは、今のところは考えてはおりません。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

そのとおりだということも私もよく分かっているのですが、このままの現状で本当に人口がいけば、私はコミュニティ自体も、特に長島はコミュニティしっかりしていますし、とてもいいと思うのですけれども、これは本からの抜粋になるのですけれども、日常的に利用する公共施設は、日常的な生活の範囲に整備すべきであると。都市計画で日常的な生活の範囲は、小学校区もしくは中学校区を意味しております。中学校区でいえば平泉丸ごとそうになりますけれども、これを日常生活圏と呼びますけれども、この日常生活圏に必要な公共施設を計画的に整備するということがとても重要だと思うのです。

それで、長島に大体ほとんどの施設がみんなそろっているのですね。老人ホームもそうですし、

公民館、図書館はともかく学校はもちろん学童保育もありますし、あと足りないのはもしかしたら役場のような住民の声を聞く施設等なのかなというようなことから、そういうのも必要ではないかと思うものです。

地域の住民の声を、民営組織がやれているうちはいいのですけれども、かなりの数が亡くなってきたときに、その地域で誰もやる人がいなくなってしまう現状というのが多分生まれてくるのではないのかなと思うのです。私がいる行政区では老人クラブがなくなっていました。そういうふうに引き受ける人もなければ、やれる気力もなくなってしまうというようなことになったときに、行政職の人以外、そういうのを抑える人はなくなる現状というのが生まれてくるのではないかという点で、そういうのも必要ではないかということをお願いしました。ぜひちょっとずつ、もう少し何年かありますので、年数を見ながら検討していただければいいかなと思うのですけれども。

次に、3番の国民健康保険税についての質問をしていきたいと思います。

国保税は負担が重いというのは言われていたとおりでありまして、これまで税の公平性などといってきたおりますけれども、協会けんぽと比べると、所得に対する保険税負担がとても重いのであります。特に収入の低い方は、大体70万ほどで11万ぐらいの税金が来たというようなこともお聞きしますし、100万で20万ぐらいの税金が来たというような方もいました。それぐらい重いということでもあります。国保の運営、国保財政のことも答弁にありましたけれども、国保会計の基金が平成30年の3,000万から令和2年の決算では9,600万を超え、3倍に増えていると。確かに被保険者数や医療費の問題などの課題もありますけれども、少なくとも現状が基金を3倍に積み増ししている。そもそもこれは被保険者の保険税でありますから、引下げに活用すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

保険税の引下げについてのご質問かと思えます。

まずは、現状についてお話をさせていただきたいと思えます。

平成30年度からこちらのほうの国保につきましても、県主導の連合会のほうでの運営になっておりますが、単年度収支で見ますと、平成30年度につきまして国保のほうの保険税につきましては、平成30年度で1億5,900万の保険税でございます。しかしながら、納付金につきましては、平成30年度におきましては1億8,300万ということで、単年度収支の保険税とそれから納付金につきましては2,400万ほど赤字になっています。これが元年度におきましては3,000万ほどの開きが出て、保険税の納付金が高くなっている。令和2年度におきましては、さらに広がって3,500万ほど納付金のほうが税金よりも増えているということで、基金の部分につきましてのお話をされましたが、単年度の部分を見れば、そのように保険税とそれから納付金につきましては、そのような開きがある。それはもとより医療費について、被保数も少なくなっている現状もございまして、医療関係につきましても、高度医療関係につきましては保険対応できる部分も増えて

きております。

こういった状況などを鑑みていけば、現在のこの基金ができてるのは、様々な保険者努力とか、ご質問にもありましたが、保健事業などでも様々なそういった部分、それから軽減措置など、そういった国の事業などの支援などが入ってきていることから、何とか基金積立てできているような状況ではないかと思えます。

そのような中で今後の見通しを考えていけば、当然、被保数はこれよりも少なくなっていくだろうと、世帯におきましても、今の課税の世帯、それから人数におきましても、これから増えていくというふうな状況ではなく、減ってきているというのが現状でございます。そういう中で、今後、この基金を含めながら、国・県のほうの税の統一化、一本化、そういった部分を考えて、その保険税の方式などについても今、検討している段階でございますので、そういった部分に今後、激変緩和を含めながら、基金を充てながら、そういった被保者の方々への負担を軽減するようなことで考えていかなければ、ますます今の基金の、目先の基金だけではなくて、将来的に課税、皆さんへの負担が重くなるのではないかとすることは想定できますので、現時点では引下げというようなところではなくて、近い将来の部分を含めて、なるべく対象者の方々、被保者に対しての負担を重くならないような形で活用を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

平泉町は頑張っており上がらないようにしているというのは、とても分かっておりますし、そのとおりだと思います。頑張りには感服いたしたいと思えますけれども、それはそれだと思っではおるのですが、だからこそあるならもっと減税したらいいのではないかというような気はするのですが、昨年12月議会で10月末現在の数として聞いた同僚議員が、被保険者の中で未就学児は33名で、軽減額は約35万の見込みと答弁しておりますが、新年度が始まり課税も確定したと思えますが、対象の未就学児数と軽減額は幾らになってますか。

議長（高橋拓生君）

小原税務課長。

税務課長（小原真弓君）

それでは、今年度の軽減対象となる未就学児の人数と軽減額については幾らになるかということでございますけれども、国民健康保険税の課税につきましては、4月1日を基準日といたしまして、納付書を7月中旬に発送する予定になってございます。ということで、現在、課税の作業中であることから、新年度予算の数値として申し上げますと、対象となる未就学児の人数は19人、軽減額は19万5,000円となります。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

そんなにあるわけではないのだなと改めて思ってしまったのは私だけなのかどうかというのはありますけれども、これまで子供の均等割の減免について言っていたようではありますが、今度は年齢を理由とした軽減措置について慎重に対応すべきものと認識と答弁してきましたけれども、国が今年度から子供均等割を5割に軽減すると、財政支援をしているわけではありますが、年齢を理由に軽減したのですよね。軽減のため、町が4分の1ですから、今年度はどれぐらいになるのでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

小原税務課長。

税務課長（小原真弓君）

今回の19万5,000円がその軽減額の対象となりますので、町の負担分としてはその4分の1になりますので、4万8,000円になります。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

ということは、今までその分を違う部分に負担というか、町で持つことも可能になるということになるのかなと思ったのですが、国を出している部分、そういう部分を利用してということも可能なのかなと思うのですが、全額減免だけでなく半額の対象年齢を引き上げてもいいのかなと思うのですが、そういう形の減免というのはできないのでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

それでは、年齢について、対象年齢を引き上げることは考えられないかというようなご質問かと思いますが、まず国の制度において、就学前までの子供に対しては均等割の2分の1を負担すると、財源につきましては、先ほど申し上げたとおり、国が2分の1、それから県と市町村が4分の1ずつその軽減の部分を負担するというような内容でございまして、さきの12月会議の中でも答弁させていただいた部分につきましては、国の施策ということではなくて、それは全国どこの市町村に行っても、同じような国の制度にのっとってやるべきではないかということで、こういった部分を、今の負担額が仮に4万幾らだということだから、そんなに財政的にも負担にならないのではないか、だからもっと引き上げるべきではないかというふうなことではなくて、あくまでもそれは国においてきちんと制度化して、無償化するなり何なりというふうなことで考えていくべきものではないかと考えておりますので、年齢の引上げなどについても、現時点では考えているものではございません。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

そういうことも言われるのでしょうが、確かにそうなのかもしれませんが、収入のない子供に税金をかけるというのは、そもそもおかしい話だと思うのであります。ぜひその部分は町で持つというような形が一番いいのではないかと。そういうことを実施している市町村もありますので、ぜひそれに倣ってやっていただきたいなと思います。

これでもって質問のほうを終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（高橋拓生君）

これで阿部圭二議員の質問を終わります。

---

議長（高橋拓生君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は16日午前10時から行います。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午前10時56分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 氷 室 裕 史

同 阿 部 圭 二